

競争的な電力・ガス市場研究会報告書 (概要)

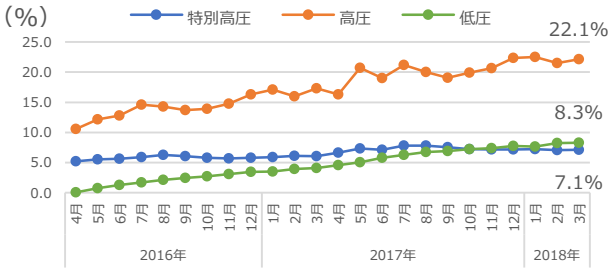
平成30年8月
電力・ガス取引監視等委員会
事務局

- 小売自由化以降2年(ガスは1年)の競争の状況を踏まえ、規制運用の在り方等に関し、競争政策の理論的見地から検討(電取委事務局長の私的懇談会(座長:小田切宏之一橋大名誉教授))。
- 今後の具体的措置については、エネルギー政策全体としての総合的判断も含め検討。

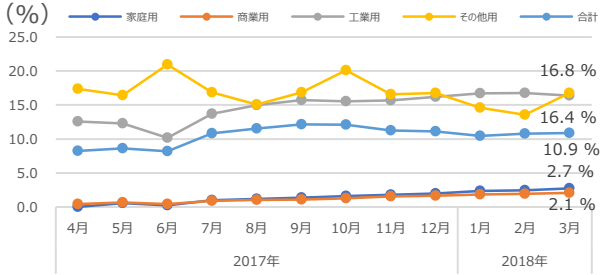
現状

新電力シェアは着実に拡大(電圧別にかなり濃淡)
(一部エリアで高圧・特高のシェア拡大が鈍化との指摘も)
ガス市場への参入は限定的(都市部のみ)

新電力シェア推移(販売電力量ベース)



新ガスシェア推移(ガス販売量ベース)

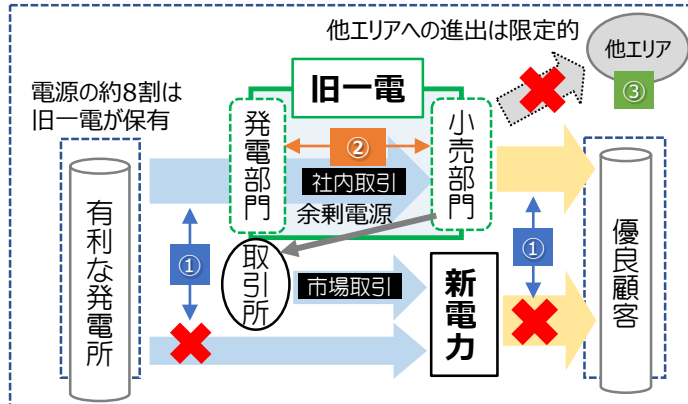


我が国の電力市場

各地域で発電及び小売の市場支配的
事業者が垂直統合 ※ガスも同様

各市場での独占力行使に加え、3つの懸念が理論的に存在

- ① 電源・顧客囲込み(市場閉鎖)
- ② 内部補助による競争の歪み
- ③ 寡占的協調



*注 旧一電の自主的取組(余剰電源の市場投入等)によって、電力市場の市場閉鎖の懸念はある程度緩和。また、来年度、ベースロード市場への電源供出も予定されており、その効果を注視の必要。

自由化の果実は、競争的な市場で実現(競争の停滞は料金の高止まり、イノベーションの停滞につながる)

一層の競争促進*

*上記市場構造の中で、競争を導入するため(独禁法に加え)事業法上の対応も必要

競争政策上の個別課題(網羅的なものではなく、これら以外の課題にも取り組む必要)

市場区分	課題	内容
小売市場	長期契約	高額な違約金を伴う長期契約(特にガス。「包括契約」「尺取営業」を含む)
	差別対価	旧一電による特定顧客(「取り戻し営業」等)に対する異例な安値提供
	セット割引	電気-ガスのセット供給のみに提供される合理性の乏しい過度な割引(特に、電気)
卸売市場	卸供給交渉のあり方	新電力が旧一電と卸供給交渉を行う際の、小売部門の直接・間接の介在
	電源開発の電源利用	自由化以前に稼働した電源に関する基本契約の維持(受電先の拘束)
	余剰発電所の譲渡等	新電力からの余剰発電所の売却申込みに関する協議拒否等

凡例: ①電源・顧客囲込みに関する事項 ※1 上記個別課題とは別に、競争政策上、発電部門が機会費用を考慮し利潤最大化を図ることが理想的。市場の歪みを監視するため、会計の透明性向上*が有効。 *一般的には会計分離等。当面、当局の実態把握等が重要
②内部補助に関する事項 ※2 ガスについても、上記と同様の懸念のほか、取引所創設等の課題について取組みが必要。

電気料金規制*について *消費者等に対する規制料金(経過措置料金)。2020年以降に廃止。

- 一般論として、「規制なき独占」を防止できるのであれば、**市場の規律に委ねることが合理的**。
- 解除基準として**次の3項目を総合的に判断**する必要。なお、実効的な事後監視が必要。
①消費者等の状況、②十分な競争圧力の存在*、③競争の持続的確保
*「有力・独立・複数の競争者」、十分な「供給余力」、寡占的協調の恐れ等
- 三段階料金に関し、「原価以下の供給の義務付けは競争を歪める」「大家族が相対的に負担大」「省エネに資する代替的な取組が必要」といった意見。